主

原判決を破棄する。 本件を宮古簡易裁判所に差し戻す。

理由

本件控訴の趣意は、検察官斎藤済次郎名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意について

原判決は、被告人が昭和三八年四月一三日宮古市 a、飲食店 A こと B 方の炊事場の窓硝子二枚を一升瓶を投げつけて破壊したとの公訴事実について、B の検察官に対する供述調書によれば右破壊された窓硝子はその所属建物と共に C の所有であることが認められるところ、同人の告訴がないので、本件公訴提起の手続は不適法であるとし、公訴棄却の言渡をしたことが明らかである。

そして記録によれば、右B方の破壊されたとされる窓硝子はその所属建物と共に Cの所有に属すると認められること、及び本件について右物件の所有権者である右 木村の告訴が存しないことは原判示のとおりである。

木村の告訴が存しないことは原判示のとおりである。 しかし、反面右Bの供述調書によれば、右建物は同女がその所有者であるCからこれを賃借して飲食店Aを営んでいたものであることが認められ、本件について同女の告訴が存することは記録上明らかである。

本件器物毀棄罪は親告罪であるから、告訴権者の告訴を欠くときは、判決をもつて、公訴棄却の言渡をなすべきことは論を俟たないところであるが、刑事訴訟法二三〇条によれば、告訴権者は犯罪による被害者とされており、右に所謂被害者とは犯罪により侵害された法益の主体を云い、間接又は附随的損害をうけたに止まるものはこれに該当しないことは明らかである。

従つて、何人が右の被害者に該当するかは、各犯罪の実質を検討し、その被害法 益を具体的に吟味して決するほかはない。

刑法二六一条の毀棄罪の被害法益は財産権、即ち財物の利用価値ないし効用の保護にあることは明らかであり、そしてそれが親告罪とされている所以はそれが比較的軽微な犯罪であることに鑑み、処罰の要否を被害者の判断に委ねるのが相当であるとしたものと解される。

されば、本件において、毀棄されたとされる物件を含む建物の賃借人である被害者Bの適法な告訴が存することが明らかであるに拘らず、同女には告訴権がないものと判断し、本件公訴を棄却した原判決は、不法に公訴を棄却した違法あるものというべく、到底破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三七八条二号により原判決をを破棄し、同法 三九八条により、本件を宮古簡易裁判所に差し戻すべきものとし、主文のとおり判 決する。

(裁判長判事 細野幸雄 判事 山田瑞夫 判事 小嶋弥作)